

○電波法関係審査基準（平成13年1月6日総務省訓令第67号）の一部を改正する訓令案 新旧対照条文 （傍線部分は改正部分）

改正案	現 行																																		
<p>別紙3 無線従事者関係審査基準</p> <p>2 無線従事者養成課程</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) 平成5年郵政省告示第553号(無線従事者養成課程の実施要領を定める件。以下この項において「実施要領」という。)第2項第4号の規定により、総合通信局長が他の授業時間によることを適当と認める場合のものは、次のいずれかに該当するものであること。</p> <p>ア (略)</p> <p><u>イ 第二級アマチュア無線技士、第三級アマチュア無線技士及び第四級アマチュア無線技士の資格の養成課程であって、やむを得ない事情により、適宜の日に授業を行うもの。</u></p> <p>(12)～(22) (略)</p> <p>別表2-(1)(2の(8)関係)</p> <p>講師等の資格要件</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 第二級アマチュア無線技士の資格の養成課程の場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">授業科目</th> <th style="width: 85%;">従事者規則別表第7号に規定する者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">無線工学又は法規</td> <td style="vertical-align: top;"> <p>(1) <u>学校教育法による高等学校、中等教育学校、高等専門学校若しくは大学又はこれらに準ずる学校等の電気通信に関する科目を担当する教員として、認定申請前5年以内に通算して3年以上従事した経歴を有する者</u></p> <p>(2) <u>(1)に該当する者として養成課程の講師を務めた経歴を有する者であって、認定申請前3か月以内に養成課程(アマチュア無線技士に係るものに限る。)の講師を務めた経歴を有する者</u></p> <p>(3) <u>第一級アマチュア無線技士又は第一級アマチュア無線技士の操作範囲に属する操作を行うことができる資格を有する者であって、当該資格によりアマチュア無線業務に3年以上従事した経歴を有する者</u></p> <p>(4) <u>無線従事者に要求される知識及び技能を十分有していると認められる者であって、無線通信に関する業務に3年以上従事した経歴を有する者</u></p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>第3 (略) (表略)</p> <p>別表2-(2)(2の(10)関係)</p> <p>授業時間の軽減の基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">養成課程の種別</th> <th style="width: 20%;">資格条件</th> <th style="width: 15%;">授業科目</th> <th style="width: 15%;">軽減する時間</th> <th style="width: 35%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～9 (略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10 第二級アマチュア無線技士の養成</td> <td><u>次のいずれかに該当する者</u> (1) <u>第三級アマチュア無線技</u></td> <td><u>無線工学</u></td> <td><u>6時間以内</u></td> <td>注</td> </tr> </tbody> </table>	授業科目	従事者規則別表第7号に規定する者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者	無線工学又は法規	<p>(1) <u>学校教育法による高等学校、中等教育学校、高等専門学校若しくは大学又はこれらに準ずる学校等の電気通信に関する科目を担当する教員として、認定申請前5年以内に通算して3年以上従事した経歴を有する者</u></p> <p>(2) <u>(1)に該当する者として養成課程の講師を務めた経歴を有する者であって、認定申請前3か月以内に養成課程(アマチュア無線技士に係るものに限る。)の講師を務めた経歴を有する者</u></p> <p>(3) <u>第一級アマチュア無線技士又は第一級アマチュア無線技士の操作範囲に属する操作を行うことができる資格を有する者であって、当該資格によりアマチュア無線業務に3年以上従事した経歴を有する者</u></p> <p>(4) <u>無線従事者に要求される知識及び技能を十分有していると認められる者であって、無線通信に関する業務に3年以上従事した経歴を有する者</u></p>	養成課程の種別	資格条件	授業科目	軽減する時間	備考	1～9 (略)					10 第二級アマチュア無線技士の養成	<u>次のいずれかに該当する者</u> (1) <u>第三級アマチュア無線技</u>	<u>無線工学</u>	<u>6時間以内</u>	注	<p>別紙3 無線従事者関係審査基準</p> <p>2 無線従事者養成課程</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) (同左)</p> <p>ア (略)</p> <p><u>イ 第三級アマチュア無線技士及び第四級アマチュア無線技士の資格の養成課程であって、やむを得ない事情により、適宜の日に授業を行うもの(1週間の授業時間の合計が6時間以上のものに限る。)</u></p> <p>(12)～(22) (略)</p> <p>別表2-(1)(2の(8)関係)</p> <p>講師等の資格要件</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 (略) (表略)</p> <p>別表2-(2)(2の(10)関係)</p> <p>授業時間の軽減の基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">養成課程の種別</th> <th style="width: 20%;">資格条件</th> <th style="width: 15%;">授業科目</th> <th style="width: 15%;">軽減する時間</th> <th style="width: 35%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～9 (略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	養成課程の種別	資格条件	授業科目	軽減する時間	備考	1～9 (略)									
授業科目	従事者規則別表第7号に規定する者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者																																		
無線工学又は法規	<p>(1) <u>学校教育法による高等学校、中等教育学校、高等専門学校若しくは大学又はこれらに準ずる学校等の電気通信に関する科目を担当する教員として、認定申請前5年以内に通算して3年以上従事した経歴を有する者</u></p> <p>(2) <u>(1)に該当する者として養成課程の講師を務めた経歴を有する者であって、認定申請前3か月以内に養成課程(アマチュア無線技士に係るものに限る。)の講師を務めた経歴を有する者</u></p> <p>(3) <u>第一級アマチュア無線技士又は第一級アマチュア無線技士の操作範囲に属する操作を行うことができる資格を有する者であって、当該資格によりアマチュア無線業務に3年以上従事した経歴を有する者</u></p> <p>(4) <u>無線従事者に要求される知識及び技能を十分有していると認められる者であって、無線通信に関する業務に3年以上従事した経歴を有する者</u></p>																																		
養成課程の種別	資格条件	授業科目	軽減する時間	備考																															
1～9 (略)																																			
10 第二級アマチュア無線技士の養成	<u>次のいずれかに該当する者</u> (1) <u>第三級アマチュア無線技</u>	<u>無線工学</u>	<u>6時間以内</u>	注																															
養成課程の種別	資格条件	授業科目	軽減する時間	備考																															
1～9 (略)																																			

課程	士の資格を有する者又はその資格の国家試験に合格した者 (2) 第三級アマチュア無線技士の養成課程を修了した者	法規	10 時間以内					
	次のいずれかに該当する者 (1) 第一級海上無線通信士、第二級海上無線通信士、第四級海上無線通信士、航空無線通信士、第一級陸上無線技術士、第二級陸上無線技術士若しくは第四級アマチュア無線技士の資格を有する者又はその資格の国家試験に合格した者 (2) 第四級海上無線通信士、航空無線通信士又は第四級アマチュア無線技士の養成課程を修了した者	無線工学	4 時間以内	注				
		法規	6 時間以内					
11 (略)					10 (略)			
注 (略)					注 (略)			